

平成30年6月定例会 提出議案の概要について

○ 条例案	8件
●名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について	環 境 局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの ・産業廃棄物等の保管の届出義務について、法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る保管を適用除外とする ・施行期日 公布の日	
●名古屋市市税条例等の一部改正について	財 政 局
地方税法の一部改正等に伴い、規定を整備するもの (1) 個人市民税 ・個人所得課税の見直しに伴う非課税規定及び減免規定の整備 (名古屋市市税条例、名古屋市市税減免条例) ・引用条項の規定の整理に伴う文言整理 (名古屋市市税条例) (2) 固定資産税 ・条例で定めることとされている課税標準の特例の割合に関する規定の整備 (名古屋市市税条例)	
(3) 市たばこ税 ・税率に関する規定の整備 (名古屋市市税条例、名古屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年名古屋市条例第61号))	
30.10.1 32.10.1 33.10.1	
中かまへ 8割 (項目の細化に 生産性の向上 期間延長 生産	
●名古屋市敬老パス条例及び名古屋市国民健康保険条例の一部改正について	健康福祉局
地方税法の一部改正に伴い、規定の整理を行うもの ・施行期日 平成31年1月1日	
文言整理	
●名古屋市介護保険条例の一部改正について	健康福祉局
介護サービス事業者に対する調査に係る手数料を定めるもの ・施行期日 公布の日	
収限等録	

●名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について	教育委員会
<p>地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園の授業料算定に係る市町村民税所得割額について、改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用することとするもの等</li> <li>・施行期日 平成30年9月1日（ただし、一部の規定は、公布の日）</li> </ul>	改正後の形
●名古屋市計画提案に係る規模を定める条例の制定について	住宅都市局
<p>都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行期日 公布の日</li> </ul>	
●名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	住宅都市局
<p>太鼓ヶ根地区整備計画区域における建築物の制限に関して、規定の整備を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太鼓ヶ根地区計画の都市計画決定に伴う、対象区域の追加（別表第1関係）</li> <li>・太鼓ヶ根地区計画の都市計画決定に伴う、地区整備計画区域内における建築物の制限に係る規定の整備（別表第2関係）</li> <li>・施行期日 公布の日</li> </ul>	追加
●名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について	子ども青少年局
<p>地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者負担額の算定に係る市町村民税所得割額について、改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用することとするもの等</li> <li>・施行期日 平成30年9月1日（ただし、一部の規定は、公布の日）</li> </ul>	改正後の形

○ 補正予算	3件
●平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第1号）	財政局
補正後の額	1,209,819,977千円
補正額	81,977千円

●平成 30 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計補正予算 (第 1 号)		財 政 局
繰越明許費の追加		
本場青果仲卸棟等の消化設備改修工事		
金 額	166,000 千円	
債務負担行為の変更		
本場青果仲卸棟の消火設備改修工事 (平成 30 年第 6 号議決)		
	変更前	変更後
期 間	平成 30 年度から平成 31 年度まで	—
限度額	272,000 千円	—
●平成 30 年度名古屋市基金特別会計補正予算 (第 1 号)		財 政 局
補正後の額	100,072,275 千円	
補 正 額	81,977 千円	

○ 一般案件	4 件	
●契約の締結について		観光文化交流局
・ 契約の目的	名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) の請負	
・ 契約金額	9,455,400,000 円	
・ 契約の相手方	株式会社竹中工務店名古屋支店	
・ 完成予定期日	平成 34 年 12 月 16 日	
●損害賠償の額の決定について		病 院 局
平成 27 年 3 月に名古屋市立東部医療センターで発生した医療事故に関し、損害賠償の額を決定するもの		
・ 損害賠償の額	10,000,000 円	保険
●指定管理者の指定について		緑政土木局
伏屋駅自転車駐車場の指定管理者を指定するもの		
・ 指定の相手方	MHAグループ	
・ 指定の期間	平成 30 年 11 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日まで	

●財産の処分について

教育委員会

愛知県道路公社の愛知県有料道路運営等事業武豊北インターチェンジ（仮称）新設工事用地等とするため、土地を処分するもの

- ・財産の表示            土地 愛知県知多郡武豊町字下山ノ田 64 番 46 始め 4 筆  
                             雑種地 63,608.73 平方メートル
- ・売払金額                301,504,326 円
- ・売払いの相手方        愛知県道路公社  
                             武豊町  
                             愛知県

武豊町外